

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年8月20日～22年2月23日
評価調査者番号	①H17-a007
	②H19-b003
	③

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称：ヘリオス プレスクール (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：朝元千恵子 (管理者)	開設年月日 昭和44年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 浜松児童福祉園 経営主体：社会福祉法人 浜松児童福祉園	定員 90名 (利用人数) 96人
所在地：〒432-8053 浜松市中区法枝町124	
連絡先電話番号： 053-442-9198	FAX番号 053-442-5046
ホームページアドレス	<a href="http://www.">http://www.</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 子育て支援センター 一時保育 延長保育	入園、始業式 花まつり 春の遠足 プラネタリウム見学 交通安全教室 プール開き 夏まつり 防災訓練 運動会 遊戯会 参観会 卒園旅行 ひな祭り 卒園式		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 乳児室 低年齢児対策室 一時預かり室 子育て支援室	総合遊具 プール ログハウス		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	栄養士	1
主任保育士	1	調理師	1
保育士	13	その他	1
非常勤保育士	3		

## 2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◆ 特に評価の高い点

- ・昭和44年に設立された伝統のある保育園で、場所は市街地とまだ田園風景の残る所にあり、自然環境の中で理念に基づいた円満な人格の向上や仲良く遊ぶ保育方針で実践をしています。また、幼稚園が隣接し境も無いため、他の保育園には無いグラウンドや体育館の借用ができ、発育を促す環境も整っています。
- ・園舎の廊下はぬくもりが感じられるウッドデッキでつながり、建物は採光が取り入れやすい明るい構造となっています。玄関入口には防犯カメラを設置し、警備会社と契約するなど特に不審者の侵入防止に努め安全に配慮しています。
- ・指導計画は、子ども一人ひとりのリズムに合わせ、個々の発達状況に応じて基本的な生活習慣が身に付くよう、質の高い保育サービスの提供に取り組んでいます。
- ・小スペースで野菜や果物を栽培していますが、作る過程や収穫を通して他者への配慮等が育むことを願っています。また、子どもの嗜好把握や喫食状況の確認をし、食育に力を入れています。
- ・毎年1～3月は、週1日「縦割りデー」を設け、以上児の異年齢保育を継続して実施しています。また、発達に応じた遊びや用具を用意したり、自然との関わりなど様々な活動を体験できるよう環境整備や働きかけに配慮しています。

### ◆ 特に改善を求められる点

- ・理念は創始者の想いのもと明文化され基本方針も策定されていますが、保護者等への理解を促すための取り組みが求められます。
- ・中・長期計画が策定され経営環境の把握に取り組んでいますが、ニーズやコストに対する取り組みが求められます。
- ・職員の研修は基本姿勢が明示され職種別に積極的に参加させていますが、職員個々に求められる研修等の計画が求められます。また、内容は職員会議で報告していますが、研修の評価・分析の取り組みが求められます。
- ・地域の小学校とは連絡会を通して情報交換をしていますが、行事の交流や研修の連携等の取り組みが求められます。
- ・保護者の意見は参観会の時に聞くようにしていますが、子育てニーズをより把握するためにアンケート等への取り組みが求められます。
- ・保護者アンケートから、遊具や玩具をもう少し置いてほしい、些細な要望や悩みも聞いてほしい、外部からの侵入者への対応が心配などの意見がありました。更なる検討が期待されます。
- ・保育・指導計画作成に際し、アセスメントや計画策定の手順や様式、見直し等について、組織としてその仕組みを定めていません。園として、新保育所保育指針に基づき保育課程を作成したところであり、手順等の定めをこれからの課題としているので、今後の取り組みが期待されます。

### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

一法人が有する5力園の質の向上を目指そうという理事長の意志を受け、第三者評価を受審するという大きな課題に取り組みました。

平成21年度4月より辞令を受け赴任したばかりの園長、異動により初めて主任となった保育士、はたして受審する園の推進力となりうるか不安一杯のスタートでしたが、5力園が一つ一つの課題に対して力を出し合い研修課題として協力体制を組んで参りましたので進めることが出来たと思います。

「保育所乳幼児の最善の利益」を求めて、今後多様化する保育需要へのより良い対応、保育内容の質的充実に向けて職員一同努力するとともに、利用者（保護者）のアンケートによるご意見を尊重し利用者の満足度を高めてまいりたいと思います。

### 4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>*理念や基本方針は、創立者の想いに基づいたものとなっており、パンフレットに記載されている。</li> <li>*理念や基本方針は、職員には周知しているが、保護者等には入園時にパンフレットを配布しているものの、理解を促す取り組みが十分ではない。</li> </ul>
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成21年度から平成25年度までの設備、職員採用、研修計画等の中・長期計画が策定されている。</li> <li>*各年度の事業計画は、内容によって理事長、園長、主任保育士、保育士等の参加のもと策定している。保護者等へはお便りや園入口に活動状況を掲示するなどして、計画を説明している。</li> </ul>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>*管理者の役割と責任は職務分掌に明記され、職員の質の向上への取り組みは、自己目標・自主研修テーマカードにより、目標を達成するよう促している。</li> <li>*遵守すべき法令の研修等に出席し、法令と業務の関係は法令リストとして明示されている。</li> <li>*人員配置の取り組みは行っているが、経営や業務の効率化、改善に関する取り組みが十分ではない。</li> </ul>
評価対象Ⅱ	
1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>*一時保育や延長保育等は実施しているが、更なる地域のニーズに対する取り組みが十分ではない。</li> <li>*市民間保育所連絡会等による待機者情報の把握や、あるいは子育て支援センターの情報からある程度のニーズを把握しているが、分析への取り組みが十分ではない。</li> <li>*外部による評価・監査は実施していない。</li> </ul>
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>*職種別に職務分担や事務分担が明確であり、職員に周知されている。</li> <li>*職種別及び職階による研修は、職員研修計画で明示されているが、職員個々に求められる専門性への研修計画の取り組みが十分ではない。</li> <li>*人事考課は実施していない。</li> <li>*職員の意向を定期的に調査し、改善する仕組みが整備されている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>*研修には基本姿勢が明示され積極的に参加させているが、評価・分析の取り組みが十分ではない。</li> <li>*実習生の希望に沿った受け入れをし、育成に取り組んでいる。</li> </ul>
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>*利用者の安全に対する取り組みは組織的に行われ、各種マニュアルが適正に整備され、定期的な見直しが行われている。</li> <li>*警備保障会社と契約する等安全確保のための取り組みはされているが、発生した事故の分析への取り組みが十分ではない。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地域の小学校とは定期的な連絡会で連携を図っているが、行事の交流や研修の連携に関する取り組みが十分ではない。</li> <li>*地元中学校生徒の受け入れや、園の情報を、子育て支援センターと連携して、地域に情報発信するなど努めている。</li> <li>*ボランティア受け入れに関する方針は明示されているが、受け入れへの取り組みが十分ではない。</li> <li>*必要な社会資源としての連絡先がリスト化され、職員に周知されている。</li> <li>*虐待防止マニュアルを整備し、関係機関に通告を行う体制が整っている。</li> </ul>
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>*子ども一人ひとりの個性を尊重し、成長発達や状況に応じた保育を心掛けるとともに、対人関係におけるマナー研修等を実施している。</li> <li>*プライバシーに関するマニュアルを整備し、職員は遵守している。</li> <li>*保護者の意向を把握するための取り組みとして、参観会時に意見をノートに記入してもらう依頼はしているが、意向に関する調査等の取り組みが十分ではない。</li> <li>*園庭の片隅やプランターで野菜や果物を栽培し、食べ物に関心を持ってもらっている。また、レシピの提示や、食事調査による調理への反映等、食育に力を入れて取り組んでいる。</li> <li>*トイレのドアには、指を挟まないようスポンジを付けたり、冬には便座にシートを敷くなど安全や快適性に配慮している。</li> </ul>
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>*保育室等の生活環境を整備し、一人ひとりの子どもがくつろげる工夫をしている。</li> <li>*遊びや生活を通して、身近な自然や社会との関わりを持てるように働きかけたり、様々な表現活動や人間関係の経験を重ねていけるよう取り組んでいる。</li> <li>*乳児保育や延長保育、一時保育など特別な保育への対応に配慮している。</li> <li>*サービスの質の向上に向け、定期的に評価を行う体制（評価、分析、課題の明確化、改善計画の策定、実施）の整備が十分ではない。</li> </ul>

<p>3 サービスの開始、 継続</p>	<p>*子育て情報サイトを利用して広く情報提供したり、希望に応じて見学を実施するなど、サービス選択に資する取り組みを行っている。 *施設の変更や家庭への移行にあたり、保育の継続性を確保するための引き継ぎや申し送りの手順、文書の内容等を組織として定めていない。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>*児童票や健康調査票などでアセスメントを実施し、それに基づき関係職員で保育・指導計画を作成しているが、アセスメントや計画策定の手順や様式、見直し等について、組織としての定めがない。</p>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	B
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

#### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	A

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	B

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	B
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

## Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	C
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	C
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	B
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B



	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	C
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	C
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B